

文書指摘事項に対する措置状況（令和7年9～10月定期監査実施分）

市民環境部

資源対策課

文書指摘	(1) 一般廃棄物処理手数料（指定ごみ袋）に関する事務 令和6年度に締結した業務委託契約について、契約期間を遡及して契約していたものが3件あった。地方自治法等の関係法令に基づき、適正な事務処理を行うよう求める。
	措置内容（措置日：令和7年12月19日） 契約更新の案内を従前よりも早め（委託契約終了日の4週間前までから6週間前までに変更）に行い、契約更新の案内から契約締結までの日程に余裕をもたせ、契約期間を遡及することが無い様に適正な事務処理に努めます。

都市建設部

土木課

文書指摘	(1) 財産の管理に関する事務 令和5年度の定期監査時に比べ改善されていたが、行政財産の目的外使用料、道路占用料及び法定外公共物の占用料について、督促状を発送していないものが令和6年度分に2件、令和7年度分に2件あった。 債権管理条例及び債権管理条例施行規則に基づき、適正な事務処理を行うよう求める。
	措置内容（措置日：令和7年11月12日） 令和7年11月分より、「市外の業者又は経理の関係上、現金を持参することが困難な場合」は、納期限を許可後30日以内にする事とした。 また、納期限を過ぎた段階で申請者へ確認のための電話連絡と納期限から20日過ぎた時点での督促状の送付を徹底することとした。
	(2) 物品等の管理事務 保管されている郵便切手について、現物の数と受払簿の残数が一致しなかった。 適正な管理と定期的な現物確認を行うよう求める。 措置内容（措置日：令和7年11月12日） 必要枚数を確認した上で切手を購入することとしているが、何らかの理由で未使用となった切手について受払簿へ記入していなかった。このため、未使用となる切手が生じた場合は、受払簿への記入を徹底し管理係長の確認を受けるようにした。

